

国から提示された計画に関する中間年の見直しのための考え方（概要）

平成29年6月29日付け内閣府子ども・子育て本部参事官通知「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方の改訂について」において、以下のとおり、見直しの基準が提示された。

1 幼児教育・保育の量の見込みの見直しの基準

上記の国の通知において、以下のいずれかに該当する場合は、実績値を踏まえて「推計児童数」と「要保育率」を見直し、平成31年度までの教育・保育の量の見込みを補正することとの、見直しの基準が提示された。

- (1) 平成28年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値が、市町村計画における「量の見込み」よりも10%以上の乖離がある場合
- (2) (1)に該当しない場合でも、平成30年度以降引き続き整備を行わなければ待機児童の発生が見込まれる場合
- (3) (1)に該当しない場合でも、既に市町村計画において、年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合
- (4) 女性就業率の上昇に伴い保育利用率の上昇が見込まれる場合

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの見直しの基準

上記の国の通知においては、必要に応じ、見直しを行うこととされており、明確な見直しの基準は示されておらず、各自治体の判断にゆだねられている。